

# 序 島田市環境報告書の概要

## 1 環境報告書の目的と役割

島田市では、「島田市環境基本計画」や「島田市地球温暖化対策実行計画」等の計画に基づき、様々な環境に関する施策を実施しています。これらの施策の実施状況について、島田市環境基本条例第8条に基づき、年次報告書である「島田市環境報告書」を作成し、公表しています。

「島田市環境報告書（平成24年度版）」は、平成23年度における各種の環境施策の実施状況や環境測定の結果による市内の環境の現状等について取りまとめ、市民の皆様へ報告するものであるとともに、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画の進捗状況を把握し、検証するための資料となるものです。

## 2 島田市の環境行政

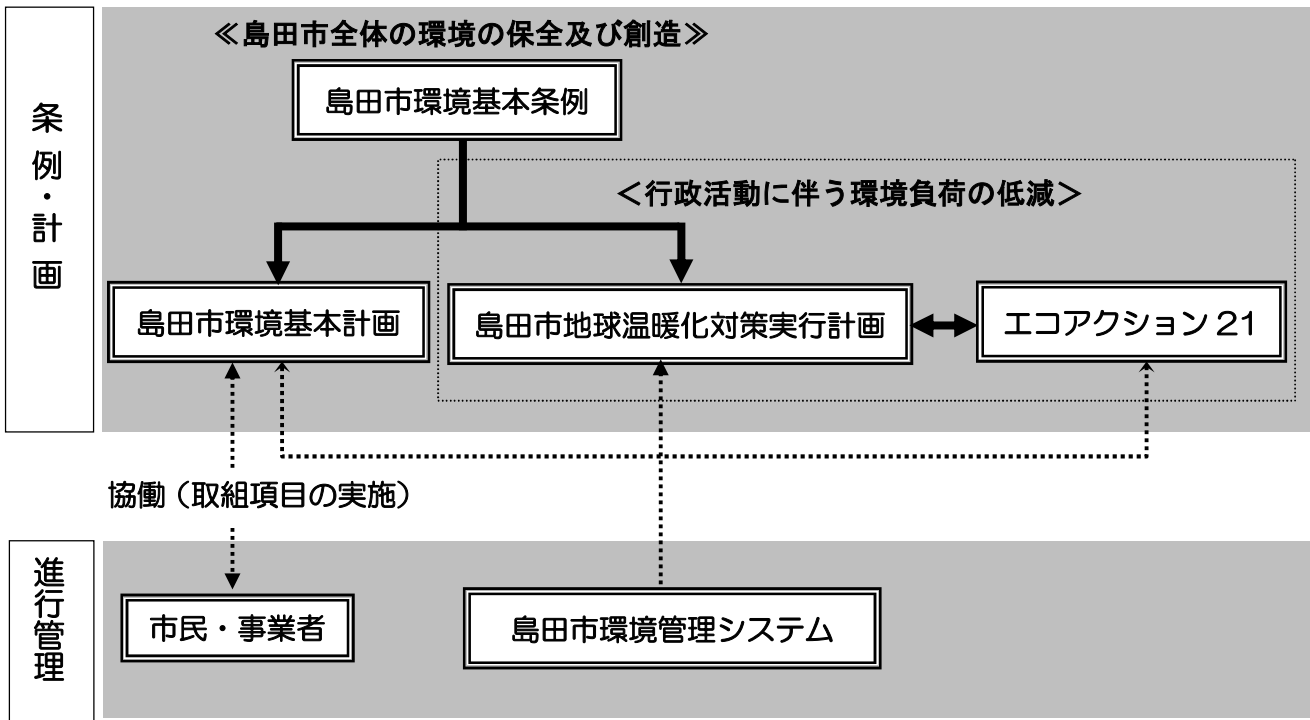
### 2-1 環境行政の枠組み

本市の環境行政は、島田市環境基本条例に基づき、市全体の環境の保全及び創造に向けた基本的な姿勢及び取組を定めた「島田市環境基本計画」と、行政としての率直的な実行計画である「島田市地球温暖化対策実行計画」を2本の柱として、各種の環境施策を推進しています。

また、地球温暖化対策実行計画と相互に補完し合い、より効果的・効率的に地球温暖化防止対策を推進するために、環境マネジメントシステムである「エコアクション21」を認証・取得し、運用しています。

そして、環境基本計画、地球温暖化対策実行計画及びエコアクション21の着実な推進と円滑な運用を図るため、「島田市環境管理システム」により進行管理を行っています。

環境行政の枠組み（イメージ）



## 2-2 島田市環境基本計画

今日の地球温暖化に代表される地球環境問題は、日々その深刻さや複雑さを増してきています。加害者と被害者とがはっきりと目に見え、その問題範囲も限定されていた公害問題と違い、現在の環境問題は「大量生産・大量消費・大量廃棄」という我々自身の生活のあり方に起因する、いわば私たち自身が加害者であり被害者でもある問題となっています。

これらの問題を乗り越え、私たちの社会システムを持続可能なものに転換していくためには“Think globally, Act locally（地球規模で考え、地域で行動する）”の言葉どおり、私たち一人ひとりが地球全体のことを考えながら、地域から価値観や思考・生活スタイルを転換するための地道な取組を自発的に行っていかなければなりません。

このような状況を踏まえ、当市では平成12年度から平成14年度にかけて「島田市環境基本計画」の策定作業を実施しました。策定に当たっては、市民・事業者で組織される「環境100人会議」を中心として計画作りが行われ、庁内部会である「島田市環境基本計画策定委員会」との協議を経て、平成15年3月に策定されました。計画の体系は、次ページの図に示したとおりです。

その後、計画期間の中間年にあたる平成20年度には、計画の進捗状況を把握・評価することにより、計画の取組項目や指標等を見直す「中間見直し」を実施し、環境基本計画第3章の一部改訂を行いました。

なお、島田市環境基本計画の計画期間は平成15年度から平成24年度までの10年間となっているため、平成23年度と24年度の2ヶ年に掛けて、次期環境基本計画の策定作業を実施しました。

平成25年度からは「第2次島田市環境基本計画」を基に、様々な環境施策や環境に配慮した取組を推進していきます。

環境基本計画策定の経緯

	年 度	内 容
第1次計画	平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募により、市民ワーキンググループを発足</li> <li>・定例会を開催し計画策定について検討、研修会の開催等を実施</li> </ul>
	平成13年度 ） 平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「島田市環境100人会議」を立ち上げ、各分科会に分かれて計画案について検討</li> <li>・「島田市環境基本計画策定委員会（庁内部会）」を立ち上げ、計画案について検討</li> <li>・島田市の環境に関する基礎調査及び市民・事業者・小学生を対象としたアンケート調査を実施</li> <li>・平成15年3月「島田市環境基本計画（平成15年度～平成24年度）」策定</li> </ul>
	平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民部会と環境管理委員会幹事会により、計画の進捗状況の把握・評価を行い、取組項目や指標等について「中間見直し」を実施し、環境基本計画第3章を一部改訂</li> </ul>
第2次計画	平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島田市の環境に関する基礎調査及び市民・事業者・中学生を対象としたアンケートによる市民意識調査を実施し、島田市の環境の特性と課題を抽出</li> </ul>
	平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・市民団体・事業者で構成される環境市民会議（ワークショップ）と庁内策定委員会により、次期計画の基本的事項や計画の目標及び施策等について検討</li> <li>・平成25年3月「第2次島田市環境基本計画（平成25年度～平成34年度）」策定</li> </ul>



## 2-3 島田市地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）第20条の3では、地方公共団体の事務及び事業に関して、温室効果ガス排出の削減のための実行計画の策定・公表が義務づけられています。

島田市では、平成16年3月に「島田市地球温暖化防止実行計画」（計画期間：平成16年度～22年度）を策定し、地球温暖化対策を推進してきました。また、市町村合併に伴い、平成19年2月に全体目標などの中間見直しを行いました。

そして、同計画の期間が満了を迎える平成22年度には、地球温暖化対策を強化し、率先して温室効果ガスの排出量削減に向けた取組を推進していくための次期計画として、新たな全体目標を設定した「島田市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

平成23年度からは、同計画に基づき、市の全ての事務・事業において、環境負荷低減のための取組を進めています。

**全体目標：温室効果ガス排出量を、平成21年度を基準として平成27年度までに5%削減する**



取組方針	取組目標	目標値 (平成27年度)
①施設におけるエネルギーの有効利用	◎電力の使用量（※2）	5%削減
	◎A重油の使用量	5%削減
	◎灯油の使用量	5%削減
	◎LPガスの使用量	5%削減
	◎都市ガスの使用量（※3）	—
②自動車におけるエネルギーの有効利用	◎ガソリンの使用量	5%削減
	◎軽油の使用量	5%削減
③水の有効利用と健全な水循環の形成	○水の使用量	5%削減
④事務用品の購入・使用における環境配慮	○用紙の使用量（A4版換算）	12%削減
	○総合評価値（※4）	—
	○グリーン購入率	100%
⑤廃棄物の減量化・リサイクルの推進	○可燃ごみ排出量	10%削減
⑥化学物質等の適正管理	◎代替フロン封入機器廃棄時の適正回収率	100%
	○特定フロン封入機器廃棄時の適正回収率	100%
⑦公共工事に伴う環境負荷の低減	○建設廃材の再資源化率	95%

※1：表中の「◎」は、温室効果ガス排出量の削減に直接関わる項目

※2：電力使用量は、電力事業者等より購入している電力量

※3：「都市ガス」は、二酸化炭素排出係数が小さく、燃料転換の受け皿となるため、削減目標は設定していない。

※4：「総合評価値」とは、古紙に加え、森林認証材、間伐材及び未利用材等の環境に配慮された原料についても利用可能とし、環境配慮の指数である「白色度」及び「紙の単位あたりの重さ」を加えた計算式に、各指標の数値を代入して算出するものであるため、数値目標は設定していない。

## 2-4 エコアクション21

エコアクション21とは、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、公表する」ための方法として、環境省が策定した環境マネジメントシステムで、中小企業、学校、公共機関などの幅広い事業者を対象としています。

エコアクション21では、PDCAサイクルを基本としており、取組の不足している点や見直しが必要な箇所を的確に把握し、「継続的改善」を図っていくことを目的としております。エコアクション21は、環境への取組の推進だけでなく、光熱水費などの経費の削減なども可能となっています。

島田市では、事業者としての温室効果ガス排出量の削減を含む環境配慮活動について、前記のとおり「島田市地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定しています。実行計画で定めている温室効果ガス排出量の削減をさらに促進するため、平成21年1月に島田庁舎・第二庁舎・第三庁舎を範囲として、エコアクション21を認証取得しました。

その後、平成22年度に更新審査を受審するとともに、田代環境プラザ、旧清掃センターを新たに認証・登録範囲に加えました。その後も中間審査、更新審査に併せて、段階的に認証・登録範囲を拡大していき、平成24年度には、対象となる全ての施設について認証・登録を取得する予定です。

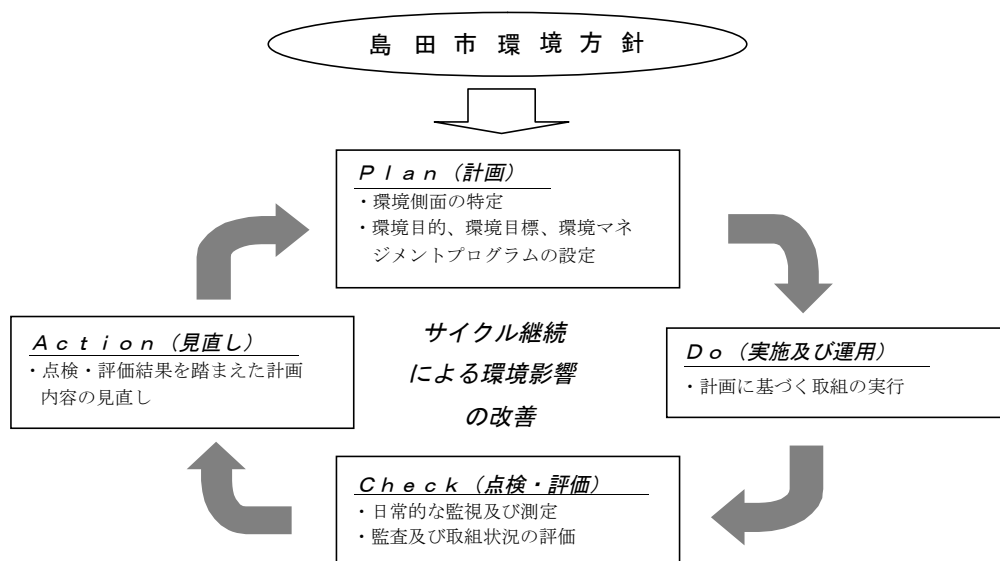
また、島田市では、事業所を対象にエコアクション21認証取得セミナーを開催しています。市内事業所においても、様々な業種の事業所が認証取得しており、平成23年度末時点で、61社が認証取得しております。

## 2-5 島田市環境管理システム

島田市では、下記に示した「島田市環境方針」（環境保全に対する組織の基本的な姿勢）に基づき、環境管理システムを構築しています。

環境管理システムとは、Plan（計画）→Do（実施及び運用）→Check（点検・評価）→Action（見直し）というサイクルに沿って取組を実践することにより、事業活動に伴う環境影響を継続的に改善していくものです。

前記の環境基本計画、地球温暖化対策実行計画及びエコアクション21の円滑かつ効果的な進行管理を行うために、「島田市環境管理システム」を運用しています。



## 島田市環境方針

### <基本理念>

島田市は、環境基本条例の基本理念に基づき、全職員が一丸となって全ての行政活動において、地域環境と地球環境の保全と創造のため、率先してその役割を担っていきます。

- ・すべての市民は、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって適切に維持され、人と自然とが共生できるような多様な自然環境を、体系的に保全及び創造しなければならない。
- ・すべての市民は、地球環境の保全が自らの課題であることを認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的とした取組を、自主的かつ積極的に行わなければならない。

～「島田市環境基本条例 第3条（基本理念）」より～

### <基本方針>

- 1 市民、事業者、行政の協働のもと、島田市環境基本計画に基づいて環境の保全及び創造に配慮した施策と事務事業における取組を推進します。
- 2 重点的に省資源、省エネルギー、廃棄物の減量とリサイクル、環境に配慮した物品の購入に取り組み、地球温暖化対策を推進します。
- 3 これらの取組については、具体的な目標と目標達成期間を定め、定期的に見直すとともに、継続的な改善活動を行います。
- 4 そのため、全職員が参画し環境経営のための組織運営体制を構築し、各自の役割と責任の所在を明確化し、自主的な活動を行います。
- 5 環境関連法令を遵守し環境汚染の予防に努めます。
- 6 環境方針及び環境経営システムに基づく活動の結果については全職員に周知するとともに、広く市民へも公表し、情報の公開と交流に努めます。

平成16年3月26日策定

平成20年7月29日改定

島田市長 桜井 勝郎